

## ■平成28年11月1日～2日 厚生委員会県外調査（沖縄県）

### 1 11月1日 浦添総合病院ドクターヘリ発信基地（中頭郡読谷村渡慶次881-1）

#### 【調査目的】

ドクターヘリについて

#### 【調査概要】

##### ○発進基地の概要

- ・ 運航日時 毎日運航 午前8時30分～午後5時30分
- ・ 運航範囲 沖縄本島全域及び周辺離島、鹿児島県の与論島、沖永良部島及び徳之島
- ・ 平成27年度の実績  
総要請件数 524件  
実搬送人数 419人

##### ○運航状況

- ・ 6割から7割が病院からの要請、その他が消防からの要請である。
- ・ 要請を受けて、病院へ搬送するが、沖縄県でヘリポートを有する病院は、南部徳州会病院、中部徳州会病院、中頭病院の3カ所である。
- ・ 沖縄県の3次救急は4病院で行われており、県立中部病院、南部医療センター、琉球大学附属病院と浦添総合病院であるが、浦添総合病院に搬送されるのは3割程度である。
- ・ 久米島からの要請が一番多く、約3割を占めており、片道約30分である。鹿児島県の徳之島、沖永良部島からの要請も約2割5分あり、距離は徳之島で約200km、片道1時間かかる。
- ・ 徳之島等からの要請については燃料がもたないため、与論島で一度給油する。
- ・ 米軍の訓練区域があり、訓練を行っている状況であれば、この区域を避けて運航する必要がある。

#### 【質疑応答】

Q：燃料1本でどれくらい飛べるのか。

A：1時間くらい飛べる。

Q：夜間の搬送はどのようにしているのか。

A：自衛隊機に医師や看護師を乗せて搬送する事業を沖縄県で行っている。夜間は当該事業、日中はドクターヘリで搬送を行っている。

Q：自衛隊機は融通よく搬送してくれるのか。

A：ドクターヘリよりも天候等にも左右されないが、機体が大きいため、着陸する場所が制限される。基本的には離島から那覇空港のみである。

Q：病院に直接離発着させる考えはなかったか。

A：そのような考えもあったが、浦添総合病院は住宅地の中にあり、すぐにヘリポートを準備できる場所ではなかった。また、近くに普天間基地があるため、かなり低い高度で飛ぶ必要があるため、安全性等も考慮し現在の方法になった。

Q：徳之島など鹿児島県の島からの要請は、鹿児島県への搬送にならないのか。

A：まずは、県立大島病院に連絡が入り、原則鹿児島県大島病院のドクターヘリを使う方向である。大島病院のドクターヘリが既に出動中である等、沖縄県に要請される。

Q：ドクターヘリ事業の収支状況はどうか。

A：県と国から補助金をいただいてドクターヘリを運航しているが、ほぼ全額ヘリコプター会社への支払いに充てられている。ヘリポートの借地代等補助金の対象となっていない経費は、病院の負担となっているため事業としては赤字である。



## 2 11月2日 沖縄県議会（那覇市泉崎1-2-3）

### 【調査目的】

手話言語条例について

### 【調査概要】

○手話言語条例の制定の経緯

- ・ 政務調査課には法制広報班があり、議員提案の条例をサポートする場所となっている。現在班員が5名、班長が1名という体制で業務を行っている。
- ・ 沖縄県議会の手話言語条例に関連した取組として、平成26年6月に一般社団法人沖縄県聴覚障害者協会から手話言語法の制定を求める意見書の陳情が提出された。
- ・ 6月定例会の委員会において、当該陳情が採択され、意見書が可決された。
- ・ 平成27年1月に文教厚生委員会でイタリアを訪問した際、障害の有無によらず、誰もが地域の学校で学べるインクルーシブ教育を行っている小学校を視察したことが契機となり、具体的な議論が始まった。
- ・ 欧州では手話を言語の一つとする考えが浸透しており、感銘を受けたことがきっかけとなっている。
- ・ 沖縄県では、手話言語条例を検討するにあたって、文教厚生委員会ではなく、常任委員会よりも機動的で活発な議論を行える検討委員会を平成27年10月1日に設置している。
- ・ 検討委員会は、13名の委員から構成されているが、条例検討の過程において、より詳細な議論を行うため、正副委員長及び発起人の三者会議により検討を行った。
- ・ 同年10月13日に一般社団法人沖縄県聴覚障害者協会を視察し、聴覚障害者の現状、課題、要望について説明を受けた。その後、京都市の社会福祉法人全国手話研修センター、鳥取県、沖縄県ろう学校を視察している。
- ・ 同年11月24日に検討委員会で条例（案）のたたき台を作成し、執行部と意見交換会、30日に聴覚障害者団体（4団体）と意見交換を行った。
- ・ 条例（案）の修正を行い、同年12月15日に再度意見交換会を開催し、12月18日に条例素案を決定した。
- ・ その後平成28年1月8日から1ヶ月間パブリックコメントを行った。

- ・パブリックコメントを反映し、三者会議、検討委員会です承後、同年3月10日に条例（案）が決定。
- ・文教厚生委員会に結果報告後、3月28日に議案提出、全会一致で可決された。
- ・沖縄県手話言語条例の特色
  - ①前文に手話は言語であるということを明記している。
  - ②前文に沖縄県独自の歴史的背景等を記載している。
  - ③条例第7条で手話に特化した計画の義務づけを記載している。
  - ④条例第8条の沖縄県手話施策推進協議会のメンバーにろう者、手話に関係する人が入っており、第7条の計画作成に、より関係者の意見が反映されるようになっている。
  - ⑤第9条で手話推進の日を定めている。

○沖縄県手話言語条例施行後の問題点等

- ・手話は、日本語をジェスチャーに置き換えたものではないため、その理解がないと、意思疎通がうまくいかない。
- ・執行部との調整が十分されていなかったため、予算措置がされておらず、4月当初から対応することができず、9月定例議会で補正予算を計上して対応することとなった。
- ・沖縄県手話施策推進協議会の委員選定にあたり、公募手続き等に時間を要し、当該公募委員1名を含めた13名の委員で8月31日に発足したところである。
- ・手話を使用しない聴覚障害者が多いので、要約筆記等のコミュニケーション手段を反映することができないかという意見を聞くことが多い。

**【質疑応答】**

Q：条例に対する関係各団体の反応はどうか。

A：条例制定については賛成している。中途失聴の方等からは、我々の立場も理解してほしいという意見がある。

Q：パブリックコメントでは、どのような意見が多かったか。

A：手話だけではないという意見が多かった。

Q：沖縄県手話施策推進協議会の公募による委員は1人だけですか。

A：専門的な意見、関係者の意見も重要であるため、委員の一部を公募している。定員15名の協議会のうち3名の公募を行ったが、応募が1名であった。

Q：手話以外のコミュニケーション手段として要約筆記等は検討していくのか。

A：どのように計画に盛り込んでいくかは、これからの議論による。

Q：沖縄県手話言語条例は、理念条例ですか、政策推進条例ですか。

A：計画の策定を県に義務づけし、協議会を設置するということで理念だけには留まらない条例である。

Q：沖縄県議会において手話通訳は導入されているか。

A：導入されていない。

